

## 2012年度の政務調査費と2013年度の政務活動費の執行率調査

## 1, 調査の目的

2012年8月、政務調査費の支出について「調査研究に資するため」と定めていた地方自治法100条14項が「調査研究**その他の活動**に資するため」に改められた。そもそも「その他の活動」とは何を意味するのか、法改正が行われた後も、はっきりしていない。これは各議会も同様だ。実際の支出金額はどうなっているのか。そこで、名称が「政務調査費」だった2012年度の執行額と、政務活動費の一年目である昨年の執行額を比較してみた。

## 2, 調査の方法

47都道府県と20政令市、43中核市を対象として、2012年度の政務調査費、2013年度の政務活動費の収支報告書に記載のある収入総額(支給額+利息)と残余総額(自治体に返還した金額)をもとに、支出総額(収入総額マイナス残余総額)<sup>1</sup>を算出し、支出総額を収入総額で除した値を執行率とした。

各地のオンブズと全国オンブズ事務局で開示資料および各議会へのアンケート調査をもとにデータを取得した。

## 3, 調査の結果

(1) 2014年9月10日までにデータがそろった自治体数は対象110自治体中110<sup>2</sup>自治体で、2012年度と比較して、執行率が1%以上上昇した自治体は51(46%)、1%以上減少した自治体は23(21%)、+-1%未満の自治体は36(33%)であった。

(2) これを都道府県、政令市、中核市別にみると以下の通りとなる。

	↑1%以上上昇	↓1%以上減少	+-1%未満
都道府県	19(40%)	7(15%)	21(45%)
政令市	14(70%)	2(10%)	4(20%)
中核市	18(42%)	14(33%)	11(26%)
全体	51(46%)	23(21%)	36(33%)

## 4, 結果をどうみるか

(1) 支出対象に「その他の活動」が加わった、ということは、それだけ支出でき

<sup>1</sup> 支出のうち、議員個人が負担したものを控除した金額となるから、領収証の金額の合計とは一致しない。

<sup>2</sup> 横須賀市からは2014年8月15日段階で、適正支出を精査中という理由で収入総額と残余総額のデータの公表ができないと回答があったが、2014年9月5日夕方回答があった。

る項目が増加した、ということだ。そうであれば、執行率も昨年度以上に高まることが予想できた。

予想通りというべきか、執行率を高めている自治体が半数に上った。特にその要因として、補助金の申請や陳情活動としての経費、市民相談や意見交換会など、法改正前は政務調査活動として認められないか、あるいは、これらの要した費用の一部だけを政務調査費から支出する、とする制約のあった支出が、法改正によって制約を撤廃したことが考えられる。

実際、市民相談や意見交換会に必要な経費としてこれまで議員が説明してきたものは、事務所の賃借料や光熱費、ガソリン代、自動車リース料などだ。これらの支出に共通する特徴は、多額の支出を継続的に必要とする、という点である。政務調査費時代にこういう支出を禁止していた自治体が支出を許すようになったり、按分率のルールを撤廃したような場合には、当然、執行率は高まる。

- (2) その一方で、執行率が2012年度とほとんど変わらない自治体や執行率が下がった自治体も存在する。これをどうみるか。

この理由として、政務調査費時代の支出が高止まりであることが考えられる。たとえば、2012年度以前の政務調査費時代から、陳情や市民相談に関する費用を政務調査費から支出し続けているような自治体については、法改正がなされても、それ以上にあらたに支出すべき事項がないことになる。実際、政務調査費からの支出の当否を争う住民訴訟において、市民からの要望を聞くために事務所の賃借が必要だ、とする主張がしばしば議員側から主張されている。たとえば、名古屋高等裁判所に係属している愛知県会議員の政務調査費の支出を巡る住民訴訟では、事務所賃料や自動車リース料の支出に政務調査費を充てることの適法性を立証する趣旨で、詳細な陳述書が議員から証拠として提出されているが、住民の要望を聴取する以外に事務所を賃借した理由が説明できていない議員も珍しくない。愛知県において法改正は政務調査費時代の支出のいわば追認でしかないのである。実際、この愛知県は、政務活動費となった2013年度の執行率は減少している。

都道府県や政令市に比べて、政務調査費の交付金額の小さい中核市で執行率が上昇した自治体の数が少ない点も同様の理由ではないだろうか。もともと交付金額が小さい以上、事務所の賃料等への支出ができないか、他の事項への支出を回す余裕ないことが予想されるからである。

- (3) 開示度は執行率と関連するか

注目すべきデータとして、53.2%と、もっとも低い執行率の函館市が

議会のホームページに政務活動費の具体的使途を掲載している、という点だ。同様の開示をしている徳島県の87.2%、収支報告書以外はホームページには掲載していないものの多くの資料を閲覧対象としている鳥取県の73.7%、岩手県の84.5%なども注目すべきデータだ。

その一方で、未だに1万円未満の領収証の閲覧ができない岡山県の執行率81.8%や、ホームページに具体的な使途まで掲載しているにもかかわらず、執行率が99.5%の長野県など、開示との相関関係を否定するデータもある。これをどうみるか。

これまで、領収証が開示されると政務調査費の執行率が減ることはしばしば経験してきた。私たちはこれについて、それまでは許されていた、領収証のないものや領収証の記載からみて到底支出が許されないと思われるものについての政務調査費の支出が許されなくなった結果ではないか、とコメントしてきた。情報の開示が適正な支出のために必要であることは言うまでもない。

しかし、もう一つ、執行率に影響するのは、議員が市民の目を意識することではないだろうか。開示度が低いにもかかわらず、執行率の低い岡山県議会では政務調査費の支出をめぐる住民訴訟を何件も抱えている。愛知県も同様である。岩手県、名古屋市、函館市でも同様の住民訴訟を経験している。問題のある支出に対しては住民訴訟が起こされるかもしれない、という緊張感が、執行率に影響してくるのではないだろうか。

## 5, まとめ

兵庫県の号泣県議の例で疑問に思うのは、なぜあのようなずさんな収支報告を行い、それが許されてきたか、ということである。当の議員だけでなく、支出をチェックするはずの議長も、政務活動費の領収証が閲覧されることが全く意識されていないことだけは明らかである。

特に、冒頭に記載したように、「その他の活動」とは何か、実は議員にもよくわかっていないはずだ。議員や会派が市民の眼を意識しない場合は、今後支出がさらにずさんになされることも容易に予想できる。

市民がいつも支出内容を見ていることを議員に意識させること。政務活動費の支出を適正に行わせる処方箋は現在のところ、これしかない。

(了)

**都道府県・政令市・中核市**  
**2012年度政務調査費-2013年度政務活動費執行率調査**

議会名	2012年度政務調査費				2013年度政務活動費				執行率 変化	傾向
	収入総額	支出総額	残余総額	執行率	収入総額	支出総額	残余総額	執行率		
北海道	590,880,000	568,395,878	22,484,122	96.2%	576,000,000	566,600,618	9,399,382	98.4%	2.2%	↑
青森県	178,560,000	154,534,798	24,025,202	86.5%	174,840,000	151,911,604	22,928,396	86.9%	0.3%	-
岩手県	178,560,000	145,935,641	32,624,359	81.7%	171,740,000	145,090,072	26,649,928	84.5%	2.8%	↑
宮城県	247,800,000	226,935,947	20,864,053	91.6%	247,800,000	232,883,053	14,916,947	94.0%	2.4%	↑
秋田県	165,850,000	151,502,417	14,347,583	91.3%	163,990,000	150,348,870	13,641,130	91.7%	0.3%	-
山形県	163,680,000	145,902,265	17,777,735	89.1%	163,680,000	147,454,655	16,225,345	90.1%	0.9%	-
福島県	208,800,000	207,285,707	1,514,293	99.3%	206,400,000	194,031,467	12,368,533	94.0%	-5.3%	↓
茨城県	227,400,000	221,273,313	6,126,687	97.3%	227,700,000	227,700,000	0	100.0%	2.7%	↑
栃木県	175,500,000	155,314,058	20,185,942	88.5%	179,700,000	158,722,026	20,977,974	88.3%	-0.2%	-
群馬県	178,200,000	169,590,474	8,609,526	95.2%	172,800,000	163,615,533	9,184,467	94.7%	-0.5%	-
埼玉県	536,000,000	515,082,205	20,917,795	96.1%	513,500,000	501,674,996	11,825,004	97.7%	1.6%	↑
千葉県	456,000,000	401,880,436	54,119,564	88.1%	436,400,000	384,711,543	51,688,457	88.2%	0.0%	-
東京都	894,600,000	877,835,996	16,764,004	98.1%	909,600,000	865,473,092	44,126,908	95.1%	-3.0%	↓
神奈川県	610,033,317	603,566,841	6,466,476	98.9%	661,444,784	653,997,718	7,447,066	98.9%	-0.1%	-
新潟県	202,026,000	185,905,349	16,120,651	92.0%	201,960,000	181,379,405	20,580,595	89.8%	-2.2%	↓
富山県	143,400,000	136,905,521	6,494,479	95.5%	144,000,000	138,733,737	5,266,263	96.3%	0.9%	-
石川県	154,800,000	147,009,569	7,790,431	95.0%	149,700,000	141,383,783	8,316,217	94.4%	-0.5%	-
福井県	124,509,025	89,852,995	34,656,030	72.2%	122,706,412	96,439,534	26,266,878	78.6%	6.4%	↑
山梨県	124,320,000	119,935,044	4,384,956	96.5%	121,240,000	117,677,075	3,562,925	97.1%	0.6%	-
長野県	184,150,000	180,402,563	3,747,437	98.0%	198,360,000	197,412,309	947,691	99.5%	1.6%	↑
岐阜県	182,160,000	147,743,976	34,416,024	81.1%	177,870,000	145,495,734	32,374,266	81.8%	0.7%	-
静岡県	329,400,000	313,977,378	15,422,622	95.3%	364,500,000	337,724,471	26,775,529	92.7%	-2.7%	↓
愛知県	609,018,817	522,418,491	86,600,326	85.8%	583,517,790	488,147,858	95,369,932	83.7%	-2.1%	↓
三重県	160,512,000	143,348,931	17,163,069	89.3%	158,400,000	144,429,151	13,970,849	91.2%	1.9%	↑
滋賀県	165,600,000	147,512,046	18,087,954	89.1%	162,400,000	149,421,737	12,978,263	92.0%	2.9%	↑
京都府	356,900,000	335,471,418	21,428,582	94.0%	371,100,000	360,516,486	10,583,514	97.1%	3.2%	↑
大阪府	759,920,000	720,007,416	39,912,584	94.7%	745,760,000	721,744,669	24,015,331	96.8%	2.0%	↑
兵庫県	530,500,000	444,345,525	86,154,475	83.8%	529,000,000	464,554,365	64,445,635	87.8%	4.1%	↑
奈良県	155,400,000	142,879,676	12,520,324	91.9%	154,500,000	145,702,426	8,797,574	94.3%	2.4%	↑
和歌山県	147,300,000	140,310,301	6,989,699	95.3%	142,800,000	136,189,249	6,610,751	95.4%	0.1%	-
鳥取県	104,750,000	82,148,037	22,601,963	78.4%	101,250,000	74,578,268	26,671,732	73.7%	-4.8%	↓
島根県	133,200,088	130,842,883	2,357,205	98.2%	129,600,112	126,782,568	2,817,544	97.8%	-0.4%	-
岡山県	232,750,000	189,946,857	42,803,143	81.6%	233,800,000	191,164,784	42,635,216	81.8%	0.2%	-
広島県	275,802,307	252,628,815	23,173,492	91.6%	271,602,065	261,018,505	10,583,560	96.1%	4.5%	↑
山口県	198,800,000	174,231,393	24,568,607	87.6%	194,250,000	171,863,035	22,386,965	88.5%	0.8%	-
徳島県	97,203,557	80,041,616	17,161,941	82.3%	89,199,691	77,738,732	11,460,959	87.2%	4.8%	↑
香川県	146,400,000	141,055,051	5,344,949	96.3%	147,600,000	142,678,708	4,921,292	96.7%	0.3%	-
愛媛県	184,470,000	171,378,359	13,091,641	92.9%	178,200,000	164,468,998	13,731,002	92.3%	-0.6%	-
高知県	127,400,000	109,735,057	17,664,943	86.1%	123,200,000	108,746,755	14,453,245	88.3%	2.1%	↑
福岡県	510,000,000	476,830,726	33,169,274	93.5%	495,500,000	465,605,257	29,894,743	94.0%	0.5%	-
佐賀県	135,600,000	123,520,900	12,079,100	91.1%	130,800,000	122,882,687	7,917,313	93.9%	2.9%	↑
長崎県	160,800,000	140,478,099	20,321,901	87.4%	154,200,000	129,072,056	25,127,944	83.7%	-3.7%	↓
熊本県	175,200,000	164,716,029	10,483,971	94.0%	167,700,000	159,000,995	8,699,005	94.8%	0.8%	-
大分県	141,965,502	117,035,438	24,930,064	82.4%	153,070,816	125,458,885	27,611,931	82.0%	-0.5%	-
宮崎県	139,500,000	122,287,944	17,212,056	87.7%	136,800,000	123,642,923	13,157,077	90.4%	2.7%	↑
鹿児島県	183,605,623	175,498,253	8,107,370	95.6%	181,804,892	174,799,062	7,005,830	96.1%	0.6%	-
沖縄県	143,000,000	139,429,114	3,570,886	97.5%	140,250,000	138,156,809	2,093,191	98.5%	1.0%	↑
札幌市	299,200,000	275,015,009	24,184,991	91.9%	326,400,000	308,271,048	18,128,952	94.4%	2.5%	↑
仙台市	231,003,424	180,444,828	50,558,596	78.1%	231,003,701	185,565,048	45,438,653	80.3%	2.2%	↑
さいたま市	212,040,000	186,538,813	25,501,187	88.0%	238,640,000	215,070,881	23,569,119	90.1%	2.2%	↑
千葉市	163,837,912	127,631,210	36,206,702	77.9%	168,939,149	125,335,854	43,603,295	74.2%	-3.7%	↓
横浜市	518,650,671	514,098,404	4,552,267	99.1%	567,600,000	560,650,651	6,949,349	98.8%	-0.3%	-
川崎市	297,000,000	279,643,981	17,356,019	94.2%	319,950,000	311,723,738	8,226,262	97.4%	3.3%	↑
相模原市	53,900,000	36,847,555	17,052,445	68.4%	58,100,000	44,873,301	13,226,699	77.2%	8.9%	↑
新潟市	98,250,000	91,218,398	7,031,602	92.8%	97,410,000	91,020,460	6,389,540	93.4%	0.6%	-
静岡市	150,600,061	122,379,620	28,220,441	81.3%	148,641,660	127,791,182	20,850,478	86.0%	4.7%	↑
浜松市	82,803,818	76,793,799	6,010,019	92.7%	79,804,161	78,239,245	1,564,916	98.0%	5.3%	↑
名古屋市	411,510,974	304,888,427	106,622,547	74.1%	449,014,740	355,307,605	93,707,135	79.1%	5.0%	↑
京都市	444,960,000	409,460,766	35,499,234	92.0%	436,740,000	401,898,679	34,841,321	92.0%	0.0%	-
大阪市	484,785,000	449,165,612	35,619,388	92.7%	529,416,000	496,746,967	32,669,033	93.8%	1.2%	↑
堺市	168,300,000	163,283,763	5,016,237	97.0%	183,300,000	181,522,437	1,777,563	99.0%	2.0%	↑
神戸市	313,842,023	312,486,866	1,355,157	99.6%	334,462,586	331,385,607	3,076,979	99.1%	-0.5%	-
岡山市	82,084,338	70,380,662	11,703,676	85.7%	80,734,040	67,987,966	12,746,074	84.2%	-1.5%	↓
広島市	204,566,207	175,312,470	29,253,737	85.7%	214,425,965	191,656,863	22,769,102	89.4%	3.7%	↑
北九州市	253,738,162	201,320,880	52,417,282	79.3%	256,200,000	213,521,301	42,678,699	83.3%	4.0%	↑
福岡市	255,852,669	194,298,999	61,553,670	75.9%	251,892,273	193,708,228	58,184,045	76.9%	1.0%	↑
熊本市	117,600,000	97,043,437	20,556,563	82.5%	117,600,000	100,149,863	17,450,137	85.2%	2.6%	↑

**都道府県・政令市・中核市  
2012年度政務調査費-2013年度政務活動費執行率調査**

議会名	2012年度政務調査費				2013年度政務活動費				執行率 変化	傾向
	収入総額	支出総額	残余総額	執行率	収入総額	支出総額	残余総額	執行率		
函館市	16,200,000	10,650,028	5,549,972	65.7%	16,200,000	8,613,430	7,586,570	53.2%	-12.6%	↓
旭川市	34,560,000	30,898,812	3,661,188	89.4%	34,560,000	29,939,598	4,620,402	86.6%	-2.8%	↓
青森市	39,600,000	37,984,102	1,615,898	95.9%	43,200,000	39,412,068	3,787,932	91.2%	-4.7%	↓
盛岡市	22,800,000	18,206,109	4,593,891	79.9%	22,800,000	16,935,062	5,864,938	74.3%	-5.6%	↓
秋田市	46,801,751	39,051,620	7,750,131	83.4%	46,801,841	41,168,960	5,632,881	88.0%	4.5%	↑
郡山市	48,000,000	42,303,122	5,696,878	88.1%	48,000,000	43,233,395	4,766,605	90.1%	1.9%	↑
いわき市	46,862,632	35,163,240	11,699,392	75.0%	48,842,830	37,070,566	11,772,264	75.9%	0.9%	-
宇都宮市	56,402,554	49,670,474	6,732,080	88.1%	54,302,454	47,613,021	6,689,433	87.7%	-0.4%	-
前橋市	37,894,551	35,061,110	2,833,441	92.5%	45,609,869	41,049,350	4,560,519	90.0%	-2.5%	↓
高崎市	41,000,000	37,300,767	3,699,233	91.0%	40,000,000	38,460,791	1,539,209	96.2%	5.2%	↑
川越市	30,263,066	25,451,169	4,811,897	84.1%	30,240,920	23,858,832	6,382,088	78.9%	-5.2%	↓
船橋市	48,000,000	43,455,992	4,544,008	90.5%	48,000,000	43,943,395	4,056,605	91.5%	1.0%	↑
柏市	34,200,000	27,445,171	6,754,829	80.2%	34,200,000	26,118,267	8,081,733	76.4%	-3.9%	↓
横須賀市	68,388,000	63,003,777	5,384,223	92.1%	68,388,000	64,281,094	4,106,906	94.0%	1.9%	↑
富山市	78,600,000	76,748,899	1,851,101	97.6%	80,700,300	79,000,607	1,699,693	97.9%	0.2%	-
金沢市	91,872,120	90,605,584	1,266,536	98.6%	88,455,129	87,094,054	1,361,075	98.5%	-0.2%	-
長野市	39,612,059	32,553,287	7,058,772	82.2%	39,187,033	32,296,257	6,890,776	82.4%	0.2%	-
岐阜市	73,350,000	61,495,551	11,854,449	83.8%	72,000,000	60,273,624	11,726,376	83.7%	-0.1%	-
豊橋市	37,800,000	36,897,372	902,628	97.6%	37,800,000	36,846,382	953,618	97.5%	-0.1%	-
岡崎市	22,900,000	19,043,618	3,856,382	83.2%	22,200,000	20,860,829	1,339,171	94.0%	10.8%	↑
豊田市	17,453,510	17,260,452	193,058	98.9%	23,550,000	23,305,175	244,825	99.0%	0.1%	-
大津市	31,920,000	27,458,377	4,461,623	86.0%	31,920,000	26,241,178	5,678,822	82.2%	-3.8%	↓
豊中市	29,401,489	27,104,932	2,296,557	92.2%	29,401,364	27,075,366	2,325,998	92.1%	-0.1%	-
高槻市	30,240,462	21,415,871	8,824,591	70.8%	30,240,384	23,106,638	7,133,746	76.4%	5.6%	↑
枚方市	26,880,000	23,505,813	3,374,187	87.4%	26,880,000	24,290,072	2,589,928	90.4%	2.9%	↑
東大阪市	100,800,000	89,567,312	11,232,688	88.9%	98,800,000	96,195,998	2,604,002	97.4%	8.5%	↑
姫路市	47,940,000	43,583,209	4,356,791	90.9%	47,940,000	42,189,300	5,750,700	88.0%	-2.9%	↓
尼崎市	33,825,931	26,225,581	7,600,350	77.5%	37,575,758	29,423,484	8,152,274	78.3%	0.8%	-
西宮市	74,250,000	54,703,745	19,546,255	73.7%	75,600,000	57,444,180	18,155,820	76.0%	2.3%	↑
奈良市	31,710,786	25,331,284	6,379,502	79.9%	32,200,765	22,863,252	9,337,513	71.0%	-8.9%	↓
和歌山市	45,600,000	41,647,042	3,952,958	91.3%	45,200,000	41,765,846	3,434,154	92.4%	1.1%	↑
倉敷市	81,402,087	66,324,398	15,077,689	81.5%	69,991,629	64,003,555	5,988,074	91.4%	10.0%	↑
福山市	62,920,112	54,374,507	8,545,605	86.4%	62,400,000	55,893,079	6,506,921	89.6%	3.2%	↑
下関市	20,300,000	17,488,670	2,811,330	86.2%	20,400,000	18,101,762	2,298,238	88.7%	2.6%	↑
高松市	48,000,000	43,993,579	4,006,421	91.7%	46,800,000	42,021,822	4,778,178	89.8%	-1.9%	↓
松山市	53,862,349	49,861,882	4,000,467	92.6%	51,109,831	49,191,722	1,918,109	96.2%	3.7%	↑
高知市	31,760,623	28,435,245	3,325,378	89.5%	39,600,799	36,375,197	3,225,602	91.9%	2.3%	↑
久留米市	22,800,000	20,176,775	2,623,225	88.5%	22,800,000	19,684,100	3,115,900	86.3%	-2.2%	↓
長崎市	72,000,000	42,954,797	29,045,203	59.7%	72,000,000	49,803,177	22,196,823	69.2%	9.5%	↑
大分市	55,200,000	40,939,633	14,260,367	74.2%	52,800,000	45,380,642	7,419,358	85.9%	11.8%	↑
宮崎市	42,242,994	31,382,086	10,860,908	74.3%	42,400,000	30,869,690	11,530,310	72.8%	-1.5%	↓
鹿児島市	102,056,770	98,703,539	3,353,231	96.7%	101,289,416	97,570,815	3,718,601	96.3%	-0.4%	-
那覇市	42,930,000	42,021,731	908,269	97.9%	42,840,000	40,257,510	2,582,490	94.0%	-3.9%	↓

※収入総額＝収支報告書に記載されている数字(支給額+利息)

支出総額＝収支報告書に記載されている数字-議員が負担した額

残余総額＝収入総額-支出総額

※傾向 2012年度に比べて2013年度の執行率が1%以上増加は↑、-1%~1%は-、1%以上減少は↓にした。

参考:2012年度政務活動費(2013年3月支給分)

	収入総額	支出総額	残余総額	執行率
神奈川県	55,120,036	54,599,176	520,860	99.1%
静岡県	29,250,000	26,351,984	2,898,016	90.1%
大分県	12,904,667	7,736,751	5,167,916	60.0%
横浜市	47,300,000	46,339,530	960,470	98.0%
川崎市	27,000,000	21,779,243	5,220,757	80.7%
相模原市	4,900,000	2,483,158	2,416,842	50.7%
名古屋市	37,000,000	26,170,352	10,829,648	70.7%
大阪市	44,118,000	39,061,873	5,056,127	88.5%
神戸市	28,220,000	27,383,049	836,951	97.0%
広島市	17,784,199	13,384,320	4,399,879	75.3%
北九州市	21,350,000	16,597,463	4,752,537	77.7%
青森市	3,600,000	3,032,725	567,275	84.2%
前橋市	3,802,350	3,461,585	340,765	91.0%
尼崎市	3,075,000	2,170,687	904,313	70.6%

都道府県・政令市・  
中核市議会  
執行率変化傾向

1%以上増加	51
-1%~1%	36
1%以上減少	23

**都道府県・政令市・中核市**  
**2012年度政務調査費-2013年度政務活動費執行率調査**

議会名	2012年度政務調査費				2013年度政務活動費				執行率 変化	傾向
	収入総額	支出総額	残余総額	執行率	収入総額	支出総額	残余総額	執行率		

参考:任意調査市

議会名	2012年度政務調査費				2013年度政務活動費				執行率 変化	傾向
	収入総額	支出総額	残余総額	執行率	収入総額	支出総額	残余総額	執行率		
東松山市	3,780,236	3,214,699	565,537	85.0%	3,780,030	2,422,838	1,357,192	64.1%	-20.9%	↓
福井市	57,150,000	47,218,964	9,931,036	82.6%	55,800,000	48,776,006	7,023,994	87.4%	4.8%	↑
徳島市	27,911,564	13,509,985	14,401,579	48.4%	27,281,620	14,093,283	13,188,337	51.7%	3.3%	↑
佐賀市	22,905,681	21,003,271	1,902,410	91.7%	22,359,830	17,520,302	4,839,528	78.4%	-13.3%	↓
日田市	5,760,000	4,884,325	875,675	84.8%	5,760,000	4,860,534	899,466	84.4%	-0.4%	-
霧島市	11,880,000	7,696,458	4,183,542	64.8%	11,040,000	6,075,787	4,964,213	55.0%	-9.8%	↓

## 2014年度 政務活動費 アンケート調査

**対象議会** 47 都道府県議会、20 政令市議会および43 中核市議会（枚方市は平成26年4月1日より中核市に指定された）の合計110自治体。

### 調査実施期間

2014年6月13日質問表を送付。2014年6月1日現在の状況を質問。

**調査方法** 各自治体の議会事務局宛にメール添付で質問表を送信し、メールにて回答を受信。必要に応じ自治体ホームページで回答内容確認。

アンケート質問表と 回答集計一覧は別紙

### <調査結果>

#### （1） 議員1人あたりの政務調査費交付年額（平成26年度）

##### ア) 交付年額

500万円を超えるのは、次の10 都道府県議会、5 政令市議会

都道府県： 東京都 720万円、  
大阪府 708万円、  
京都府 648万円、  
神奈川県 636万円、  
埼玉県 600万円、  
愛知県 600万円、  
兵庫県 600万円、  
福岡県 600万円、  
北海道 576万円、  
静岡県 540万円  
全都道府県の平均 419,6万円

政令市： 横浜市 660万円、  
京都市 648万円、  
大阪市 615.6万円、  
名古屋市 600万円、  
川崎市 540万円

全政令市の平均 393,8万円。

（会派専属政務調査員の配置への加算によっては、神戸市（456万円）も500万円超。）

イ) 特例措置等で期限を設けて減額を行っているのは、次の議会。

北海道：平成27年4月29日まで、条例の月額53万円から5万円減じた額を交付。

三重県：条例本則では会派交付月額15万円、議員交付月額18万円のところ平成29年4月29日までは、会派交付額を8万4千円に削減

千葉市：基準月額30万円のところ、特例措置として、27年3月31日まで基準月額10%減の27万円。

ウ) 中核市の議会の交付額

43 中核市中、150万円以上は、

横須賀市 166, 8万円、

富山市 180万円、

金沢市 216万円、

岐阜市 180万円、

東大阪市 240万円、

西宮市 180万円、

福山市 156万円、

長崎市 180万円、

鹿児島市 180万円 以上の9市。

全43中核市の平均は 116, 7万円。

(2) 領収書の収支報告書への添付(=議会への提出)状況

対象議会のすべてが領収書の添付を義務づけている。

ア) 金額要件をつけているのは、一昨年調査の5県から、昨年より、岡山県のみ「1件あたりの支出が1万円以上」、そのほかはすべて1円以上。

イ) 領収書添付に際し、非公開部分をあらかじめ議員(会派)が黒塗りにして写しを提出しているのは次の議会

愛知県、和歌山県、岡山市

\*愛知県は「d その他(会派及び議員の活動に著しい支障を及ぼすおそれのある情報について、会派及び議員が黒塗りにして写しを提出)」との回答であったが、「c 非公開部分を議員が黒塗りして写しを提出」に分類した。

\*和歌山県は「(b)写しを提出)」の回答だが、「c) 非公開部分を議員が黒塗りにして写しを提出」と分類した。議会事務局によると「支出証拠書類の明細中、どの経費に政務活動費を充てているのか、議員でなければ分からないもの



があるため(c)は継続しているのですが、非開示部分について開示請求者に異議申立の機会を与えるためには、非開示の判断を事務局が行う必要があるため実質(b)としています。」という回答。

＊かつて領収書を議員が墨塗りして提出していた大阪府は、弁護士、公認会計士が参加する平成25年1月21日の「政務調査費検査等協議会」で、「収支報告書の提出にあたっては、政務活動費からマスキングを行わずに提出し、検査を受けることで合意した。」(大阪府議会ホームページから)

#### ウ) 閲覧に情報公開請求を必要とする議会

議会に提出された領収書を収支報告書と一緒に閲覧することができず、情報公開請求を経なくては見られないのは次の3県3政令市および18中核市の議会(昨年調査より東京都のみ閲覧可となった)

都道府県： 埼玉県、神奈川県、石川県

政令市： 浜松市、広島市、福岡市、

中核市： 旭川市、いわき市、宇都宮市、高崎市、富山市、金沢市、岡崎市、豊中市、高槻市、姫路市、尼崎市、和歌山市、倉敷市、高松市、松山市、久留米市、大分市、那覇市、(鹿児島市は平成24年分までは請求要)

中核市の議会は、情報公開請求を必要としているところが半数近くを占める。中核市全体の交付額の平均(一人あたり年額)は120万円強。都道府県・政令市の議会に比べると領収書等の写しの枚数かはるかに少ないはずだが、横並び意識が働いているのだろうか。

#### エ) 領収書の閲覧可能時期

情報公開請求を経ずに領収書等の写しを閲覧することができる都道府県市において閲覧が可能となる時期は、「当該収支報告書を提出すべき期間の末日の翌日から起算して60日を経過した日の翌日」という規定にもとづく、7月1日という回答が最も多かった。

- ・早い時期(6月初旬以前)に閲覧が可能となるのは、  
岩手県、栃木県、長野県、滋賀県、札幌市、静岡市、函館市、前橋市、長野市、豊田市、大津市、福山市、長崎市、宮崎市
- ・「未定」または「未回答」は、東京都、西宮市、奈良市、高知市。

#### (3) 会計帳簿の議会への提出状況

会計帳簿(の写し)の提出を義務付けているのは、都道府県・政令市の議会では依然として少数である。一昨年、新たに岩手県、函館市が会計帳簿の提出を義務づけたが、今回の調査では、都道府県、政令市で、新たに義務付けた議会はない。一方、中核市の議会においては、今回、西宮市が新たに義務付けをして、半数近

い20市で提出されている。奈良市は、「会計帳簿の提出義務付けはないが、科目別一覧表を作って提出を求めて、ホームページにも載せている。」

<http://www.city.nara.lg.jp/www/contents/1370502615182/index.html>

都道府県：岩手県、千葉県、岐阜県、大阪府、鳥取県、広島県、大分県

政令市：静岡市、熊本市（京都市会は会計帳簿ではなく使途項目ごとの支出一覧を提出）

中核市：函館市、青森市、盛岡市、郡山市、いわき市、宇都宮市、高崎市、金沢市、岐阜市、大津市、豊中市、高槻市、枚方市、東大阪市、西宮市、松山市、久留米市、長崎市、大分市、宮崎市

#### （４）（５）活動報告書・視察報告書の作成義務づけと議会への提出状況

今回の調査で、活動報告書の提出を義務付けていないのは、都道府県 21、政令市 8、中核市 24 の合計 53自治体。視察報告書の提出を義務付けていないのは、都道府県 20、政令市 1、中核市 6 の合計 27自治体となっている。活動報告書より、視察報告書の方が作成提出の義務付け比率が高くなっている。昨年より、3議会が「作成を義務付け」したのみでほとんど増加していない。

#### （６）具体的使途のHP掲載

一昨年より、徳島県、前橋市が具体的な使途がHPに掲載された。依然として、全体の半数がHPに全く掲載していない。昨年より、HP掲載が20議会増えたが、いずれも収支報告書、使途別一覧表の各金額の総額の公開にとどまっている。別紙の一覧表の表記基準は、下記の通り。

「金額のみ」 使途項目別の支出金額の一覧表、収支報告書が掲載されている場合は「金額のみ」とした。

具体的な使途が掲載されていると認められる、次の2県5市についてのみURLを載せた。

長野県、徳島県、札幌市、函館市、前橋市、横須賀市、奈良市

#### （７）使途基準マニュアル

昨年の条例改定によって、ほとんどの議会がマニュアルを改正している。6月1日現在で政務調査費の使途基準マニュアルを作成していないのは、船橋市、豊田市、尼崎市、那覇市、

の4市、那覇市は、「作成予定」の回答。

使途基準マニュアルの情報提供を求めたところ、「提供拒否」は、

**福島県、名古屋市、豊中市、姫路市、久留米市、**

無回答は、新潟県。

名古屋市は「政務活動費の使途に関する基本指針は、市民情報センターに配架されている市会関係例規集に掲載」と回答。

## (8) 特記事項

### ア) 第三者機関によるチェック等

・支出が適正であるかどうかをチェックするため専門家からなる第三者機関に関する各自治体の回答

**北海道** 「第三者機関の設置、学識者3名による審査・確認」

**東京都** 「第三者機関による検査、又は第三者機関から指導・助言及び提言を受けている」

**大阪府** 「外部学識経験者委員2名、議員委員4名の計6名による大阪府政務活動費検査等協議会を設置し、通常年2回の検査を実施。」

**福岡県** 「政務活動費の透明性の確保の一環として、平成25年11月に公認会計士と弁護士を政務活動費事前確認専門委員に委嘱し、政務活動費として充当する経費について条例の規定に適合するかどうかを確認してもらっている。」

**さいたま市** 「公認会計士に領収書提出前に事前審査をさせている」

**川崎市** 「政務活動費に精通した弁護士と業務委託契約を結び、支出することに疑義がある案件について、支出の可否等についてアドバイスを受けている。」

**大阪市** 「専門委員（弁護士・公認会計士）による指導・助言を受けている」

**広島市** 「政務活動費の支出にあたって法律的判断の必要が生じた場合に、弁護士に法律相談を行なっている」

**熊本市** 「南九州税理士会に調査を依頼している」

### イ) 会派保管文書の議会ホームページへの掲載

函館市は、平成14年3月に「政務調査費に係る会派保管文書閲覧実施要綱」を定め、会派保管文書であっても市民が閲覧できるようにはかっていたが、一昨年6月、新たに「政務調査費に係る会派保管文書の公開に関する要綱」を施行させた。これにより、一昨年6月より、収支報告書のみならず、23年6月分(改選後)以降の政務調査費に係る会派保管文書(会計帳簿、支出伝票、領収書、出張報告書等)が、議会事務局における閲覧期間(6月1日~30日)の初日から議会ホームページに公開

されるようになった。

<むすび>

一昨年、愛知県議会が2万枚を超える政務調査費の領収書のコピーを3枚のCD-ROMで口頭請求すれば、3枚210円で開示された動きを報告した。その後、三重県も、2万枚の領収書を、CD2枚で開示を始めた。また、札幌市も

「H25年度札幌市議会の政務活動費領収書等は約7500枚。CDであれば50円で情報提供する。CD1枚に全て入る。特に規則に基づくものではなく、情報提供という形を取っている。閲覧場所の図書室に来てもらい、紙での写しがよいかCDがよいかを相談して決めている。」との報告があった。領収書のCDでの公開が進むと市民の監視活動も大きく進むであろう。今後各議会で広がるよう求めていく必要がある。

HPへの公開は、いくつかの議会で公開が進んでいるところもある。しかし、全体として公開の歩みは遅々として進んでいない。ようやく領収書の公開に金額要件を残したのが、岡山県だけになり、ネットの公開もわずかながら公開が進んでいる。

昨年調査した政務活動費条例の改正過程の透明度調査でも、明らかにされているように、議会の非公開度は市民の常識とかけ離れている。

市民に提供される情報が豊富になる、透明度がアップする、ということは、議会側に支出の適正化を促すことにつながり、本調査の意図もそのあたりにある。今後、市民の立場から、政務活動費の情報公開と市民による監視活動の強化がますます必要になっている。

自治体政務活動費回答

議会名	(1)平成26年度一人当たり支給額(千円)	②提出形式	③閲覧可能か	26年度交付分の閲覧可能時期	(3)会計帳簿の議会への提出義務付け	(4)活動報告書の作成義務付け・公表	(5)視察報告書の作成義務付け・公表	具体的用途のホームページ掲載	平成25年度執行率(%)
北海道	5,760(うち会派交付1,200)	写し	閲覧可	7月31日	なし	作成義務付け(独立文書)・公表	視察についても活動報告書で報告	なし	98.4
青森県	3,720	写し	閲覧可	7月1日	なし	なし	なし	なし	86.9
岩手県	3,720	写し	閲覧可	6月1日	提出義務付け	作成義務付け(収支報告書と一体化した文書)・公表	作成義務付け(収支報告書と一体化した文書)・公表	金額のみ(収支報告書)	84.5
宮城県	4,200	写し	閲覧可	6月30日	なし	作成義務付け(収支報告書と一体化した文書)・公表	なし	金額のみ(収支報告書)	94.0
秋田県	3720(うち会派交付360)	写し	閲覧可	7月1日	なし	なし	なし	なし	91.7
山形県	3720(うち会派交付360)	写し	閲覧可	7月1日	なし	作成義務付け(収支報告書と一体化した文書)・公表	作成義務付け(収支報告書と一体化した文書)・公表	なし	90.1
福島県	3,600	写し	閲覧可	6月30日	なし	作成義務付け(収支報告書と一体化した文書)・公表	なし	金額のみ(使途別金額)	94.0
茨城県	3,600	写し	閲覧可	6月30日	なし	なし	なし	なし	100.0
栃木県	3,600	写し	閲覧可	6月1日	なし	なし	なし	なし	88.3
群馬県	3,600	写し	閲覧可	7月1日	なし	作成義務付け・非公表	作成義務付け・非公表	なし	94.7

自治体政務活動費回答

議会名	(1)平成26年度一人当たり支給額(千円)	②提出形式	③閲覧可能か	26年度交付分の閲覧可能時期	(3)会計帳簿の議会への提出義務付け	(4)活動報告書の作成義務付け・公表	(5)視察報告書の作成義務付け・公表	具体的用途のホームページ掲載	平成25年度執行率(%)
埼玉県	6,000	写し	公開請求必要		なし	なし	海外視察のみ作成義務付け・公開請求	なし	97.7
千葉県	4800(うち会派交付600)	写し	閲覧可	6月30日	提出義務付け	なし	作成義務付け(独立文書)・公表	なし	88.2
東京都	7,200	写し	閲覧可		なし	なし	なし	なし	95.1
神奈川県	6,360	写し	公開請求必要		なし	なし	作成義務付け・公開請求	なし	98.9
新潟県	3960(うち会派交付792)	写し	閲覧可	7月31日	なし	なし	なし	なし	89.8
富山県	3,600	写し	閲覧可	7月1日	なし	なし	なし	なし	96.3
石川県	3,600	写し	公開請求必要		なし	作成義務付け・公開請求	作成義務付け・公開請求	なし	94.4
福井県	3,600	写し	閲覧可	7月1日	なし	作成を義務付け、議員保管(情報公開の対象外)	海外、県外調査について作成義務付け(独立文書)・公表	なし	78.6
山梨県	3360(うち会派交付600)	写し	閲覧可	7月1日	なし	作成義務付け(収支報告書と一体化した文書)・公表	作成義務付け(収支報告書と一体化した文書)・公表	なし	97.1
長野県	3,480	写し	閲覧可	6月1日	なし	作成義務付け(独立文書)・公表	作成義務付け(独立文書)・公表	<a href="http://www.pref.nagano.lg.jp/gikai/gikai/gaivo/yosan/h25seimu/25seimuitiran.html">http://www.pref.nagano.lg.jp/gikai/gikai/gaivo/yosan/h25seimu/25seimuitiran.html</a>	99.5
岐阜県	3,960	写し	閲覧可	6月30日	提出義務付け	なし	なし	なし	81.8

自治体政務活動費回答

議会名	(1)平成26年度一人当たり支給額(千円)	②提出形式	③閲覧可能か	26年度交付分の閲覧可能時期	(3)会計帳簿の議会への提出義務付け	(4)活動報告書の作成義務付け・公表	(5)視察報告書の作成義務付け・公表	具体的用途のホームページ掲載	平成25年度執行率(%)
静岡県	5,400	写し	閲覧可	6月30日	なし	なし	作成義務付け(独立文書)・公表	金額のみ(収支報告書)	92.7
愛知県	6,000	非公開部分を黒塗りにして写しを提出	閲覧可	6月30日	なし	県外における活動のみ作成義務付け(収支報告書と一体化した文書)・公表	海外視察のみ作成義務付け(収支報告書と一体化した文書)・公表	なし	83.7
三重県	3168(うち会派交付1008)	写し	閲覧可	6月30日	なし	作成義務付け(独立文書)・公表	作成義務付け(独立文書)・公表	金額のみ(使途別金額)	91.2
滋賀県	3,600(無所属2,400)	写し	閲覧可	5月31日	なし	作成義務付け(収支報告書と一体化した文書)・公表	なし	なし	92.0
京都府	6480(一人会派6000、無所属4800)	写し	閲覧可	6月30日	なし	作成義務付け(独立文書)・公表	作成義務付け(独立文書)・公表	金額のみ(収支報告書)	97.1
大阪府	7,080	写し	閲覧可	6月30日	提出義務付け	作成義務付け(収支報告書と一体化した文書)・公表	作成義務付け(独立文書)・公表	なし	96.8
兵庫県	6,000	写し	閲覧可	7月1日	なし	なし	海外視察について作成義務付け・非公表	なし	87.8
奈良県	3600(うち会派交付240)	写し	閲覧可	6月30日	なし	作成義務付け(独立文書)・公表	県外・海外視察の作成義務付け(独立文書)・公表	なし	94.3
和歌山県	3600(うち会派交付360)	非公開部分を黒塗りにして写しを提出	閲覧可	6月30日	なし	なし	なし	なし	95.4

自治体政務活動費回答

議会名	(1)平成26年度一人当たり支給額(千円)	②提出形式	③閲覧可能か	26年度交付分の閲覧可能時期	(3)会計帳簿の議会への提出義務付け	(4)活動報告書の作成義務付け・公表	(5)視察報告書の作成義務付け・公表	具体的使途のホームページ掲載	平成25年度執行率(%)
鳥取県	3,000	写し	閲覧可	7月1日	提出義務付け	作成義務付け(独立文書)・公表	作成義務付け(独立文書)・公表	金額のみ(収支報告書)	73.7
島根県	3600(うち会派交付360)	写し	閲覧可	6月30日	なし	なし	なし	なし	97.8
岡山県	4,200	写し	閲覧可	7月1日	なし	なし	なし	なし	81.8
広島県	4,200	写し	閲覧可	7月1日	提出義務付け	作成義務付け(収支報告書と一体化した文書)・公表	作成義務付け(収支報告書と一体化した文書)・公表	金額のみ(使途別金額)	96.1
山口県	4,200	写し	閲覧可	6月30日	なし	なし	なし	金額のみ(交付額、収支報告額、返還額一覧表)	88.5
徳島県	2,400	写し	閲覧可	7月1日	なし	事業実績報告書作成義務付け(独立文書)・公表	作成義務付け(事業実績報告書と一体化した文書)・公表	収支報告書、事業実績報告書 <a href="http://www.pref.tokushima.jp/gikai/gikai-topics/index31.html">http://www.pref.tokushima.jp/gikai/gikai-topics/index31.html</a>	87.2
香川県	3,600	写し	閲覧可	6月30日	なし	作成義務付け(収支報告書と一体化した文書)・公表	なし	(金額のみ掲載予定)	96.7
愛媛県	3,960	写し	閲覧可	7月1日	なし	作成義務付け(独立文書)・公表	なし	なし	92.3
高知県	3360(うち会派交付1680)	写し	閲覧可	7月1日	なし	作成義務付け(独立文書)・公表	なし	金額のみ(交付、支出、返還額)	88.3
福岡県	6,000	写し	閲覧可	6月30日	なし	なし	なし	金額のみ(収支報告書)	94.0
佐賀県	3,600	写し	閲覧可	6月30日	なし	作成義務付け・非公表	作成義務付け・非公表(国外、会派による視察は公表)	なし	93.9



自治体政務活動費回答

議会名	(1)平成26年度一人当たり支給額(千円)	②提出形式	③閲覧可能か	26年度交付分の閲覧可能時期	(3)会計帳簿の議会への提出義務付け	(4)活動報告書の作成義務付け・公表	(5)視察報告書の作成義務付け・公表	具体的用途のホームページ掲載	平成25年度執行率(%)
長崎県	3600(うち会派交付480)	写し	閲覧可	6月22日	なし	なし	なし	金額のみ(会派、個人の交付額、返納額一覧表)	83.7
熊本県	3,600	写し	閲覧可	6月30日	なし	作成義務付け・非公表	作成義務付け(収支報告書と一体化した文書)・公表	なし	94.8
大分県	3,600	写し	閲覧可	6月30日	提出義務付け	なし	作成義務付け(独立文書)・公表	金額のみ(収支報告書)	82.0
宮崎県	3600(うち会派交付1200)	写し	閲覧可	6月30日	なし	作成義務付け・非公表	作成義務付け・非公表	なし	90.4
鹿児島県	3,600	写し	閲覧可	7月2日	なし	作成義務付け(収支報告書と一体化した文書)・公表	海外視察作成義務付け(独立文書)・公表	金額のみ(収支報告書)	96.1
沖縄県	3000(うち会派交付1200)	写し	閲覧可	6月30日	なし	なし	なし	金額のみ(使途別金額)	98.5
札幌市	4,620	写し	閲覧可	6月1日	なし	作成義務付け(独立文書)・公表	作成義務付け・非公表	<a href="http://www.city.sapporo.jp/gikai/html/seimukatsudouhi.html">http://www.city.sapporo.jp/gikai/html/seimukatsudouhi.html</a>	94.4
仙台市	4,200	写し	閲覧可	7月16日	なし	作成義務付け(収支報告書と一体化した文書)・公表	なし	なし	80.3
さいたま市	4080(無所属2400)	写し	閲覧可	6月16日	なし	作成義務付け・公開請求	作成義務付け・非公表	金額のみ(交付額、返還総額一覧表)	90.1

自治体政務活動費回答

議会名	(1)平成26年度一人当たり支給額(千円)	②提出形式	③閲覧可能か	26年度交付分の閲覧可能時期	(3)会計帳簿の議会への提出義務付け	(4)活動報告書の作成義務付け・公表	(5)視察報告書の作成義務付け・公表	具体的用途のホームページ掲載	平成25年度執行率(%)
千葉市	3,240	写し	閲覧可	6月30日	なし	作成義務付け(独立文書)・公表	作成義務付け(独立文書)・公表	なし	74.2
横浜市	6,600	写し	閲覧可	6月30日	なし	作成義務付け・非公表	作成義務付け・非公表	なし	98.8
川崎市	5400(うち会派交付600)	写し	閲覧可	6月30日	なし	なし	作成義務付け(独立文書)・公表	なし	97.4
相模原市	1,200	原本	閲覧可	6月30日	なし	作成義務付け(独立文書)・公表	作成義務付け(独立文書)・公表	金額のみ(使途別金額)	77.2
新潟市	1800(会派に属さない議員は1440)	写し	閲覧可	6月15日	なし	作成義務付け(独立文書)・公表	作成義務付け(独立文書)・公表	金額のみ(使途別金額)	93.4
静岡市	3,000	原本	閲覧可	5月18日	提出義務付け	作成義務付け(独立文書)・公表	作成義務付け(独立文書)・公表	金額のみ(使途別金額)	86.0
浜松市	1,800	写し	公開請求必要		なし	なし	作成義務付け・公開請求	金額のみ(使途別金額)	98.0
名古屋市	6,000	写し	閲覧可	6月30日	なし	作成義務付け・非公表	作成義務付け・非公表	なし	79.1
京都市	6480(うち会派交付1680)	写し	閲覧可	6月30日	支出調書一覧提出義務付け・閲覧可	なし	作成義務付け(独立文書)・公表・閲覧可	金額のみ(収支報告書)	92.0
大阪市	6156(会派に属さない議員は5130)	写し	閲覧可	6月30日	なし	作成義務付け・非公表	作成義務付け・非公表	金額のみ(使途別の総額一覧表)	93.8

自治体政務活動費回答

議会名	(1)平成26年度一人当たり支給額(千円)	②提出形式	③閲覧可能か	26年度交付分の閲覧可能時期	(3)会計帳簿の議会への提出義務付け	(4)活動報告書の作成義務付け・公表	(5)視察報告書の作成義務付け・公表	具体的使途のホームページ掲載	平成25年度執行率(%)
堺市	3,600	写し	閲覧可	7月8日	なし	作成義務付け(独立文書)・公表	航空機、急行列車利用、宿泊は作成義務付け・非公表	なし	99.0
神戸市	4560(会派専属政務調査員配置加算あり)	写し	閲覧可	6月30日	なし	なし	作成義務付け(独立文書)・公表 海外視察はHPで公開	金額のみ(収支報告書)	99.1
岡山市	1,620	非公開部分を黒塗りにして写しを提出	閲覧可	7月1日	なし	なし	作成義務付け・非公表	金額のみ(収支報告書)	84.2
広島市	3,600	写し	公開請求必要	/	なし	作成義務付け・非公表	作成義務付け・非公表	なし	89.4
北九州市	4,200	写し	閲覧可	6月30日	なし	なし	作成義務付け・非公表	金額のみ(収支報告書)	83.3
福岡市	4200(無所属3120)	写し	公開請求必要	/	なし	なし	出張報告書の作成義務付け・国外は公表・国内は非公表	金額のみ(収支報告書)	76.9
熊本市	2,400	写し	閲覧可	8月31日	提出義務付け	なし	作成義務付け(収支報告書と一体化した文書)・公表	なし	85.2
函館市	540	原本	閲覧可	6月1日	提出義務付けホームページに掲載	作成義務付け(独立文書)・公表	作成義務付け(独立文書)・公表	<a href="http://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2014031300747/">領収書も掲載 http://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2014031300747/</a>	53.2
旭川市	960	写し	公開請求必要	/	なし	なし	なし	金額のみ(決算書)	86.6

自治体政務活動費回答

議会名	(1)平成26年度一人当たり支給額(千円)	②提出形式	③閲覧可能か	26年度交付分の閲覧可能時期	(3)会計帳簿の議会への提出義務付け	(4)活動報告書の作成義務付け・公表	(5)視察報告書の作成義務付け・公表	具体的用途のホームページ掲載	平成25年度執行率(%)
青森市	1,080	写し	閲覧可	7月1日	提出義務付け	作成義務付け・公表	作成義務付け・公表	金額のみ(支出額、返還額のみ)	91.2
盛岡市	600	原本	閲覧可	6月30日	提出義務付け	なし	なし	金額のみ(使途別収支一覧表)	74.3
秋田市	1,200	原本	閲覧可	7月1日	なし	作成義務付け(独立文書)・公表	作成義務付け(独立文書)・公表	金額のみ(使途別収支一覧表)	88.0
郡山市	1,200	原本及び写し	閲覧可	6月30日	提出義務付け	作成義務付け(独立文書)・公表	作成義務付け(独立文書)・公表	なし	90.1
いわき市	1,320	原本	公開請求必要		提出義務付け	なし	作成義務付け・公開請求	なし	75.9
宇都宮市	1,200	原本	公開請求必要		提出義務付け	なし	作成義務付け(独立文書)・公表	金額のみ(使途別収支一覧表)	87.7
前橋市	1,200	原本	閲覧可	6月上旬	なし	作成義務付け(収支報告書と一体化した文書)・公表	作成義務付け(収支報告書と一体化した文書)・公表	<a href="http://www.city.maebashi.gunma.jp/sigikai/673/p010848.html">収支報告書と会計帳簿 http://www.city.maebashi.gunma.jp/sigikai/673/p010848.html</a>	90.0
高崎市	1,000	原本	公開請求必要		提出義務付け	作成義務付け・公開請求	作成義務付け・公開請求	なし	96.2
川越市	840	原本	閲覧可	6月29日	なし	なし	なし(法令による作成の義務はないが、作成し、請求があれば公開)	金額のみ(収支報告書)	78.9
船橋市	960	原本	閲覧可	6月30日	なし	なし	なし	金額のみ(収支報告書)	91.5

自治体政務活動費回答

議会名	(1)平成26年度一人当たり支給額(千円)	②提出形式	③閲覧可能か	26年度交付分の閲覧可能時期	(3)会計帳簿の議会への提出義務付け	(4)活動報告書の作成義務付け・公表	(5)視察報告書の作成義務付け・公表	具体的使途のホームページ掲載	平成25年度執行率(%)
柏市	960(無所属600)	原本	閲覧可	7月1日	なし	なし	作成義務付け(独立文書)・公表	なし	76.4
横須賀市	1,668	原本	閲覧可	7月中	なし	なし	宿泊を要する場合のみ、作成義務付け(独立文書)・公表	<a href="http://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/7860/council/giin_houshu/seimuc/housahi.html">収支報告書と使途内容、視察報告書 http://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/7860/council/giin_houshu/seimuc/housahi.html</a>	未着
富山市	1800(一人当たり月150.この他、会派に対し議員数に応じ月150~450交付)	写し	公開請求必要	/	なし	作成義務付け・公開請求	作成義務付け・公開請求	なし	97.8
金沢市	2,160	写し	公開請求必要	/	提出義務付け	海外または県外における政務活動に限り、作成義務付け・公開請求	海外または県外における政務活動に限り、作成義務付け・公開請求	なし	98.5
長野市	1,020	原本	閲覧可	6月1日	なし	作成義務付け(独立文書)・公表	作成義務付け(独立文書)・公表	金額のみ(収支報告書)	82.4
岐阜市	1,800	原本	閲覧可	7月1日	提出義務付け	作成義務付け(独立文書)・公表	作成義務付け(独立文書)・公表	なし	83.7
豊橋市	1,080	写し	閲覧可	6月	なし	なし	作成義務付け(独立文書)・公表	なし	97.5
岡崎市	600	写し	公開請求必要	/	なし	なし	作成義務付け・公開請求	なし	94.0
豊田市	530	写し	閲覧可	5月11日	なし	作成義務付け(独立文書)・公表	なし(視察報告書は会派等が主体的に公表) (収支報告書に添付)	金額のみ(使途別収支一覧表)	99.0

自治体政務活動費回答

議会名	(1)平成26年度一人当たり支給額(千円)	②提出形式	③閲覧可能か	26年度交付分の閲覧可能時期	(3)会計帳簿の議会への提出義務付け	(4)活動報告書の作成義務付け・公表	(5)視察報告書の作成義務付け・公表	具体的用途のホームページ掲載	平成25年度執行率(%)
大津市	840	写し	閲覧可	5月31日	提出義務付け	なし	作成義務付け(独立文書)-公表	金額のみ(収支報告書)	82.2
豊中市	840	原則は原本	公開請求必要	/	提出義務付け	なし(活動報告書の作成は義務づけていないが、支払伝票に活動内容の記載を求めている。)	作成義務付け・公開請求	なし	92.1
高槻市	840	原本	公開請求必要	/	提出義務付け	なし	作成義務付け・公開請求	金額のみ(収支報告書)	76.4
枚方市	840	原本	閲覧可	7月1日	提出義務付け	作成義務付け(独立文書)-公表	作成義務付け(独立文書)-公表	金額のみ(用途別の全体合計額一覧表)	90.4
東大阪市	2,400	原本	閲覧可	8月1日	提出義務付け	作成義務付け(独立文書)-公表	作成義務付け(独立文書)-公表	なし	97.4
姫路市	1,020	写し	公開請求必要	/	なし	なし	作成義務付け・公開請求	金額のみ(収支報告書)	88.0
尼崎市	1,200	原本	公開請求必要	/	なし	なし	作成義務付け・公開請求	なし	78.3
西宮市	1,800	原本	閲覧可	未定	提出義務付け	作成義務付け(独立文書)-公表	作成義務付け(独立文書)-公表	金額のみ(収支報告書)	76.0
奈良市	840	写し	閲覧可	未定	例規に義務付けは無いが、科目別一覧の提出を求め、HP掲載	なし	なし	収支報告書と科目別一覧表 <a href="http://www.city.nara.lg.jp/www/contents/1370502615182/index.html">http://www.city.nara.lg.jp/www/contents/1370502615182/index.html</a>	71.0
和歌山市	1,200	写し	公開請求必要	/	なし	なし	なし	なし	92.4

自治体政務活動費回答

議会名	(1)平成26年度一人当たり支給額(千円)	②提出形式	③閲覧可能か	26年度交付分の閲覧可能時期	(3)会計帳簿の議会への提出義務付け	(4)活動報告書の作成義務付け・公表	(5)視察報告書の作成義務付け・公表	具体的使途のホームページ掲載	平成25年度執行率(%)
倉敷市	1,440	原本	公開請求必要		なし	作成義務付け・非公表	作成義務付け・公開請求	なし	91.4
福山市	1,560	写し	閲覧可	6月1日	なし	なし	作成義務付け(独立文書)・公表	なし	89.6
下関市	600	原本	閲覧可	6月29日	なし	なし	作成義務付け・非公表	金額のみ(使途別金額一覧表)	88.7
高松市	1,200	写し	公開請求必要		なし	作成義務付け・公開請求	作成義務付け・公開請求	金額のみ(返還総額)	89.8
松山市	1,224	原本	公開請求必要		提出義務付け	なし	作成義務付け・公開請求	金額のみ(使途別金額一覧表)	96.2
高知市	1,200	原本	閲覧可	未定	なし	作成義務付け(独立文書)・公表	作成義務付け(独立文書)・公表	金額のみ(使途別金額一覧表)	91.9
久留米市	600	原本	公開請求必要		提出義務付け	作成義務付け・公開請求	作成義務付け・非公表	なし	86.3
長崎市	1,800	写し	閲覧可	5月15日	提出義務付け	なし	作成義務付け・公開請求	金額のみ(収支報告書)	69.2
大分市	1,200	写し	公開請求必要		提出義務付け	なし	作成義務付け・公開請求	なし	85.9
宮崎市	960	原本	閲覧可	6月1日	提出義務付け	作成義務付け・公開請求	作成義務付け・公開請求	金額のみ(収支報告書)	72.8
鹿児島市	1800(会派雇用の事務補助員経費として月270以内で交付)	写し	閲覧可(H24年度分は請求要)	6月29日	なし	なし	作成義務付け・公開請求	なし	96.3
那覇市	1,080	原本	公開請求必要		なし	なし	なし	なし	94.0

## 政務活動費アンケート調査御協力をお願い

2014年6月13日

各都道府県議会議員 殿  
各政令指定都市議会議員 殿  
各中核市議会議員 殿

全国市民オンブズマン連絡会議  
事務局長 新海 聡

謹 啓

全国市民オンブズマン連絡会議では、政務活動費調査を実施し、アンケートの集計結果については、来る9月6日、7日に盛岡市で開催する全国大会で報告を行う予定となっております。大変恐縮ではございますが、アンケート調査にご協力をお願いしたいと存じます。事務処理の都合上、ご回答につきましては、6月27日(金)までに頂戴できれば幸いです。なお、回答はエクセルに入力いただき、メールにて返信( info@ombudsman.jp 担当:内田)いただけますと幸いです。よろしく願い申し上げます。

謹 白

### 記

自治体名 担当者名 電話番号 FAX 番号 メールアドレス

平成26年6月1日現在でお答え下さい。

(1) 平成26年度の1年間の議員1人分の政務活動費交付額 支給対象ごとにお  
願いします。

会派 円 議員個人 円 その他(個別にお書き下さい)

(2) 領収書の議会への添付状況について

いくら以上義務付けていますか(全て or 円以上) 円

領収書の議会への提出形式は

a)原本 b)写し c)非公開部分を議員が黒塗りにして写しを提出 d)その他  
添付された領収書を市民が閲覧する方法

a)収支報告書の閲覧開示時期と同時に領収書も閲覧可能  
閲覧可能時期の規定の文言

26年度交付分の領収書の具体的な閲覧可能時期 平成27年 月 日から

b)情報公開請求しなければ閲覧は不可能

(3) 会計帳簿の議会への提出状況について

a)提出を義務付けている(根拠法令を教えてください)

b)義務付けていない

(4) 活動報告書の議会への提出・公表状況について

a)作成を義務付け、何らかの形で市民に公表している(収支報告書と一体化した定型書式)



- b) 作成を義務付け、何らかの形で市民に公表している（収支報告書から独立した文書として作成し、収支報告書に添付）
- c) 作成を義務づけているが、市民には公表しておらず、閲覧には情報公開請求が必要
- d) 作成を義務づけているが、市民には公表しておらず、会派保管（情報公開の対象外）
- e) 作成を義務づけていない

a～d と回答された場合、根拠法令を教えてください

（５）視察報告書の議会への提出状況について

- a) 作成を義務付け、何らかの形で市民に公表している（収支報告書と一体化した定型書式）
- b) 作成を義務付け、何らかの形で市民に公表している（収支報告書から独立した文書として作成し、収支報告書に添付）
- c) 作成を義務づけているが、市民には公表しておらず、閲覧には情報公開請求が必要
- d) 作成を義務づけているが、市民には公表しておらず、会派保管（情報公開の対象外）
- e) 作成を義務づけていない

a～d と回答された場合、根拠法令を教えてください

（６）平成２５年度政務調査費の具体的用途について、議会公式ホームページへの記載

- a) 記載あり（URL を教えてください）
- b) 金額のみ（URL を教えてください）
- c) 記載なし

（７）平成２６年度政務活動費の具体的用途について、議会公式ホームページへの記載

- 予定 a) 記載予定あり（URL を教えてください）
- b) 金額のみ予定（URL を教えてください）
- c) 記載予定なし

（８）具体的な政務活動費用途基準マニュアルについて

- 作成状況 a) 作成している b) 作成していない
- 上記マニュアルの策定日（最新版のもの）
- 上記マニュアルの情報提供の可否（お願い）

（９）その他、特記事項があればお教えてください。

（第三者機関で政務活動費の金額を審議している、公認会計士に領収書提出前事前審査させているなど）

ありがとうございました